

市会議案第 7 号

普天間飛行場周辺の子どもたちを取り巻く空、水、土
の安全の保障を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 2 3 日提出

吹田市議会議員	山根 建人
---------	-------

同	玉井美樹子
---	-------

同	益田 洋平
---	-------

同	村口久美子
---	-------

同	柿原 真生
---	-------

同	塩見みゆき
---	-------

同	竹村 博之
---	-------

普天間飛行場周辺の子どもたちを取り巻く空、水、土の安全の保障を求める意見書（案）

日本国憲法前文では、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」と明記されている。

しかし、沖縄県においては、米軍機による落下物事故及び低空飛行による騒音等の被害が生じていることは周知の事実であり、中でも市の中心部に普天間飛行場が位置する宜野湾市では、沖縄国際大学への米軍ヘリ墜落事故、緑ヶ丘保育園、普天間第二小学校及び住宅地への落下物事故などが相次いで発生し、子どもたちの生命や安全が脅かされ、学校生活等にも影響が出ている状況であると言える。

また、同飛行場周辺の湧き水等から有機フッ素化合物（P F A S）が検出されており、昨年８月に行われた市民団体の調査によると、普天間第二小学校の土壌からは、最大で米国における基準値の２９倍もの濃度で検出された。この状況は、憲法により我が国全土にわたって保障されるはずの自由と平等がないがしろにされていると言わざるを得ない。

日米両政府は、同飛行場周辺で学校や病院などの上空を避ける場周経路の設定で合意していることから、空の安全確保に努めるとともに、水や土の汚染についても早急に対応すべきである。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、下記の事項に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 米軍機による普天間小学校、普天間第二小学校及び緑ヶ丘保育園上空の飛行を禁止すること。
- 2 日本政府の責任において、普天間第二小学校内の土壌調査の実施を行うとともに、有機フッ素化合物による汚染箇所の土壌の入替えを行うこと。
- 3 同飛行場周辺の子どもたちを取り巻く空、水、土の安全を保障すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和５年３月 日

吹 田 市 議 会